



## 6. 健康・福祉

**福祉総合相談** 福祉総合相談課（総合福祉センターひまわり館2階） TEL 下記のとおり FAX 31-3738  
支所健康福祉課 TEL 46-7207 FAX 46-4145

新しい近江八幡市のスタートにあわせて、福祉に関する総合相談業務を近江八幡市総合福祉センター（ひまわり館）2階に新たに福祉総合相談課を開設します。

旧安土町地域にお住まいの方は、安土支所健康福祉課でもご相談いただけます。

### 高齢の方や障がいのある方の相談（地域包括支援センター） TEL 31-3737

高齢の方や障がいのある方の相談をお受けします。高齢者支援サービスや障がい者の福祉サービスを利用したい、もの忘れがあり生活に支障をきたしている、こんなことで困っているなど、相談者にあった支援方法を決定しサービスを調整し提供します。

### どこに相談していいのかわからない福祉に関する相談 TEL 31-3737

高齢の方や障がいのある方への虐待・成年後見などのより専門性の高い相談や多くの問題を抱え、どこに相談していいのかわからない福祉に関する相談をお受けします。相談からその方にあった支援方法を決定しサービス提供までを調整します。

### 発達障がいに関する相談（発達障害者支援センター） TEL 31-3737

中学校卒業後の発達障がいに関する相談をお受けします。その方にあった支援方法を決定しサービス提供までを行います。

### 児童虐待に関する相談（子ども家庭相談室） TEL 31-4001

児童虐待に関する相談、通報を受け、解決に向けた支援を行います。また、要保護児童対策地域協議会を開催し、児童虐待防止に向けた取組も行っています。

### 介護予防に関する相談（介護予防支援事業所） TEL 31-4000

自立生活維持のため、高齢者の方の今の状態にあわせた介護予防に関する相談支援や地域で集まって取り組める介護予防の体操を紹介しています。

また、要介護認定で要支援1・要支援2と認定された方の介護予防ケアプランを「近江八幡市介護予防支援事業所」で作成します。

## 手帳の交付

手帳は、障がい福祉施策を受けるための証票の役割を果たし、各種援護・援助制度、福祉制度を受けるための基本となります。

種類	対象	手帳の等級
身体障害者手帳	身体障がいのある方	1級(重度)～6級(軽度)
療育手帳	知的障がいのある方	A1(最重度)、A2(重度)、B1(中度) B2(軽度)
精神障害者保健福祉手帳	精神障がいのある方	1級～3級

## 手当

名称	対象者
特別障害者手当	在宅で20歳以上の重度重複心身障がい者(常時特別の介護が必要な方)
障害児福祉手当	在宅で20歳未満の重度心身障がい児
特別児童扶養手当	精神または身体に障がいのある20歳未満の児童の養育者

## 各種サービス

名称	内容
助成制度	手帳をお持ちの方は、その種別や程度に応じた各種の助成制度を受けることができます。 ・補装具の交付、修理      ・日常生活用具の給付 ・有料道路通行料の割引      ・鉄道、航空運賃の割引
医療費の給付	手帳をお持ちの方が、その障がいを軽減し日常生活能力を回復するためや健康を確保するために必要な医療費を給付します。 ・更生医療      ・精神通院医療      ・福祉医療費助成      ・育成医療
福祉タクシー・自動車燃料費助成事業	身体障害者手帳1・2級(肢体不自由(下肢・体幹・脳原性に限る)、視覚、腎臓、呼吸機能障害のみ対象)の交付を受けておられ住民税非課税の方に対して、タクシー券(年額6,000円)またはガソリン券(年額3,000円)を交付します。

## 税金の減免等

市県民税等において、所得金額から障がいの程度に応じて一定の金額を差し引くことができます。また、各税の減免を受けることができます(障がいの種別や程度により制限あり)。

詳しくは、担当課または税務課(TEL 36-5505)へお問い合わせください。

## 高齢者の生活支援サービス

在宅で日常生活を送られている一人暮らしや身体の虚弱な高齢者の方に、次のようなサービスを提供しています。

名 称	内 容
軽度生活支援サービス	65歳以上の独居または高齢者のみの世帯で、日常生活の援助を必要とされる方に、買い物や外出時の援助などを行います。利用者負担金が必要です。
配食サービス	65歳以上の独居または高齢者のみの世帯で、市民税非課税世帯で、その収入が国民年金満額未満（2人以上の場合は、1人増えるごとにその半額を加算した額未満）の心身等の障がい及び傷病等で調理困難な方に対し、食事を調理し提供します。利用者負担金が必要です。
緊急通報サービス	65歳以上の独居で市民税非課税の方で、慢性的な疾患があり日常生活を営むのに常時注意が必要な方に対して、緊急時に消防へ通報する緊急通報システムの端末を貸与します。
徘徊高齢者位置情報提供サービス	認知症等により徘徊のみられる要介護1以上の在宅の高齢者を介護している家族に対して、高齢者が徘徊した場合に早期発見できるシステムの初期登録料を助成します。
家族介護用品支給事業	要介護認定結果が、要介護1以上で市民税非課税世帯の在宅の高齢者に対して、紙おむつの購入助成券を交付します。
沖島通船料助成事業	沖島在住の介護保険の通所サービスを利用されている方およびサービスを提供する事業者に対して、沖島町自治会が運営する区間の通船費用を助成します。
寝具乾燥消毒サービス	65歳以上の独居または高齢者のみの世帯およびこれに準ずる世帯の方で、心身の障がい等により寝具の衛生管理が困難な方に寝具（布団、毛布、マットレス等）の丸洗い、乾燥、消毒等の援助を行います。
高齢者生活管理指導短期宿泊サービス	65歳以上の介護保険の認定を受けていない高齢者で、生活習慣に支障のある方が短期宿泊の援助を受けることで在宅で自立した生活を継続できるよう支援を行います。
訪問理美容サービス	65以上の独居または高齢者のみの世帯で、心身の障がいや傷病等の理由により理髪店や美容院に出向くことが困難な方が訪問理美容を利用する場合にその費用の一部（出張代）を助成します。なお、理美容料金は利用者の負担です。

# 生活の福祉

## 生活保護

病気や失業、その他の事情で生活に困っている人に対して、生活費や医療費などを援助して手助けをする制度です。

この制度では、生活保護を受ける人がその能力や資産などを活用し収入を得る努力をすることが原則ですが、それでも国の定める最低生活費を下回るときは、その不足分を援助します。



## 妊婦健康診査

妊娠中の健康管理と経済的負担を軽減するために、妊婦の一般健康診査にかかる費用の一部を助成します。

## 各種健診

お子様の身体計測や診察と発達や育児に関する相談を行います。

種 別	対象者	内 容
4ヶ月児健診	4ヶ月児	身体計測、小児科診察、育児相談など
10ヶ月児健診	10ヶ月児	身体計測、小児科診察、育児相談など
1歳8ヶ月児健診	1歳8ヶ月児	身体計測、小児科診察、歯科診察、育児相談など
2歳6ヶ月児健診	2歳6ヶ月児	身体計測、小児科診察、歯科診察、育児相談など (合併前の旧安土町地域のみが対象)
3歳6ヶ月児健診	3歳6ヶ月児	身体計測、小児科診察、歯科診察、育児相談など

※詳しくは、担当課へお問い合わせください。

## 予防接種

麻疹、風疹、結核などの疾病の感染および重症化予防のための予防接種を行います。

種 別	対象者	内 容
ジフテリア・百日咳・破傷風三種混合	3ヶ月児～7歳6ヶ月未満児	初回は20～56日の間隔で3回接種。 3回接種後、12ヶ月～18ヶ月までの期間に1回接種。
ジフテリア・破傷風二種混合	満11歳児～13歳未満児	三種混合の追加として、対象年齢内に1回接種。
麻疹・風疹二種混合	1期：1歳～2歳未満児 2期：就学前1年児 3期：中学校1年生 4期：高校3年生の該当年齢者	各期1回接種。 3期、4期は平成24年度までの経過措置。
日本脳炎	1期：3歳児～7歳6ヶ月未満児 2期：9歳児～13歳未満児	1期は6日～28日の間隔で2回接種。その後、おおむね1年あけて1回接種。 2期は該当期間内に1回接種。
結核BCG	3ヶ月児～6ヶ月未満児	1回接種
急性灰白髄炎ポリオ	3ヶ月児～7歳6ヶ月未満児	6週間以上あけて2回接種。
季節性インフルエンザ	65歳以上の方および60歳以上65歳未満の方で心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に重い障害のある方	秋から冬頃の接種期間内に1回接種。 接種を受ける義務はなく、本人が接種を希望する場合に限る。

※詳しくは、担当課へお問い合わせください。

## 各種健（検）診

病気の早期発見、早期治療や生活習慣の改善のために各種の健（検）診を行います。一部、個人負担金が必要です。

種 別	対象者	内 容
39歳以下健康診査	18歳から39歳までの方	身体測定、血圧検査、尿検査、血液検査、医師診察など
特定健康診査	40歳から74歳までの国民健康保険に加入されている方	身体測定、腹囲の測定、血圧検査、尿検査、血液検査、医師診察など
後期高齢者健康診査	75歳以上の方 65歳から74歳までの後期高齢者医療保険に加入されている方	身体測定、血圧検査、尿検査、血液検査、医師診察など
胃がん検診	40歳以上の方	胃部エックス線検査
大腸がん検診	40歳以上の方	便潜血検査
子宮頸がん検診	20歳以上の女性の方（2年に1回の検診）	視診、細胞診
乳がん検診	40歳以上の女性の方（2年に1回の検診）	視診、触診、マンモグラフィー検査
骨粗しょう症検診	満40・45・50・55・60・65・70歳の女性の方	骨密度測定
肝炎ウイルス検査	満40歳以上で過去に一度も検査を受けたことがない方	血液検査

※詳しくは、担当課へお問い合わせください。

## 子育て支援

### 子ども手当制度

保険年金課 TEL 36-5501 FAX 31-1717  
支所健康福祉課 TEL 46-7207 FAX 46-4145

児童の心身の健全育成と家庭における生活の安定に寄与するために、児童を養育している方に支給される手当です。0歳から15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している方に支給されます。

※国の動向により、変更となる可能性があります。

### 福祉医療費助成

保険年金課 TEL 36-5501 FAX 31-1717  
支所住民課 TEL 46-7206 FAX 46-6146

乳幼児が心身ともに健やかに成長することを願い、小学校就学前までのお子様に対して、医療機関へかかれた場合の医療費（保険適用内）の自己負担分を助成します。

※国の動向により、変更となる可能性があります。

### すくすく育児支援金（第3子以降出産祝い金）

子ども支援課 TEL 36-5524 FAX 32-6518  
支所健康福祉課 TEL 46-7207 FAX 46-4145

子どもの誕生と健やかな成長を願って、安心して子育てを行うための支援として、出産により3人以上の児童を養育される保護者に対し、近江八幡市すくすく育児支援金を支給します。出産日の翌日から90日以内の申請で、その他支給要件があります。

### 子育て支援

子ども支援課 TEL 36-5524 FAX 32-6518

子どもセンターや子育て支援センター等では、子育て家庭に対して、専門職員による育児不安などの相談や指導を行っています。また、子ども同士のふれあいの場の提供、保護者への情報提供などの支援を行っています。